

令和6年度南紀熊野ジオパークガイドブックリニューアル業務仕様書

1 目的

南紀熊野ジオパークガイドブックについて全面的なリニューアルを実施し、南紀熊野ジオパークの魅力や情報を分かりやすく発信することにより、効果的に認知度向上を図るとともに、南紀熊野ジオパークエリア（以下「エリア」という。）への誘客につなげることを目的とする。

2 期間

契約の日から令和7年3月25日（火）

3 業務の内容

- (1) 本業務には、企画立案、構成、デザイン、取材、撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正等パンフレット作成に必要な全ての作業を含むこととする。
- (2) 写真、イラスト等の必要な資料は、受託者において入手すること。写真は原則新規に撮影すること。ただし、季節等の理由により入手不可能な資料がある場合は、関係機関と協議の上、入手すること。委託者が所有する資料は、協議の上、可能な範囲で提供する。
- (3) 取材や撮影等の協力依頼及び調整については、受託者において行うこと。委託者は必要に応じ受託者の業務の遂行に協力する。

4 用途

- (1) エリア内外の観光案内センター、宿泊施設、観光施設、交通施設及び関連公共施設等への設置
- (2) エリア内外で行われる観光イベントやジオパーク関連大会等での配布

5 規格等

- (1) A4版、16ページ、外4つ折り+2つ折りの16P折り（サイズについては、その他の提案も理由があれば可とする）
- (2) 紙質は、コート紙90kgとする（その他の提案も理由があれば可とする）。
- (3) 森林認証紙等の環境への負荷を配慮した紙類を使用すること。
- (4) 印刷は、両面4色カラー印刷（CMYK）とする。
- (5) カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- (6) 写真の解像度は350dpi以上、線画は1200dpi以上とする。
- (7) 文字・デザイン等の校正は、委託者と協議が整うまで行うこととする。

6 ガイドブックの内容

(1) ターゲット

- ①自然や食を中心にアウトドアを楽しむアクティブな20代男女グループドライブ旅行者
 - ②歴史・文化を通じた学び・体験観光を楽しむ50代以上のシニア旅行者
- 上記①及び②をメインターゲットとする。

(2) 基本仕様

- ①「見たい、味わいたい、体験したい」を基本コンセプトとしつつ、来訪者の周遊性や滞在期間を高める内容となるよう工夫すること。
- ②ジオパークという性質を踏まえ、一般的な観光資源の紹介だけでなく、その成り立ちについての説明等を適宜取り入れることで、旅行者自らが調べ、考え行動する動機づけとなるよう工夫をすること。
- ③特定の地域に偏ることなく、エリア全域の魅力が伝わる構成に留意すること。

(3) 掲載内容

下記①～⑤の項目は必須とし、それ以外の内容については、6（1）及び（2）を踏まえ内容を提案すること。なお、下記①～⑤に使用する写真の想定枚数は以下のとおりとする。

- ・ジオサイトの写真 : 30枚～（新規撮影）
- ・その他景観等写真 : 30枚～（新規撮影）

①表紙

エリア内の絶景写真等を使用し、一度は必ず行ってみたいと思うような心惹かれるデザインを提案すること。

②南紀熊野ジオパークの紹介

- ・エリア内の食や体験をはじめとした魅力が伝わるような工夫をすること。
（例）景観、食文化、アクティビティや地域の特色等
- ・分かりやすく親しみやすい内容を提案すること。

※エリア内市町村（新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、奈良県十津川村）のバランスにも配慮すること。

③エリア内の地図（※）及びジオサイト等（30スポット程度）の写真

- ・地図は、見やすさ、位置や距離感の分かりやすさを重視したものを提案すること。
- ・写真は地図の周辺に配置し、写真と地図を数字でリンクさせる等、写真のスポットがどこにあるのか分かりやすい工夫をすること。
- ・写真ごとにスポットの名称及び解説等を記載すること。

※イラスト可

④エリア内10市町村の観光情報を閲覧したくなるQRコードの配置等を提案すること。

⑤アクセス、問い合わせ先等の諸情報

7 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、運営体制を構築するとともに全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

8 委託条件

- (1) 成果品及び関連素材データは、委託者と受託者の双方に使用权があることとする。また、成果品及び関連素材データは、委託者及び委託者が認めた第三者（和歌山県、和歌山県内市町村、和歌山県内観光協会等）が、二次利用（ホームページや他印刷物への掲載等）する場合がある。二次利用における許諾手続きは不要とすること。
- (2) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度協議を行うこと。

9 納品

- (1) 納品期限 令和7年3月25日(火)
- (2) 納品方法 冊子及び電子データ納品
- (3) 納品場所 冊子：別紙のとおり
電子データ：南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局
- (4) 納品部数 冊子：30,000部（100部ごとに包装、200部ごとに箱詰めし、名称を標記すること。）
電子データ：1セット
- (5) その他
電子データは、二次利用（再編集）可能なデータ及びPDFデータをCD等の媒体で納品すること。PDFデータは、WEB閲覧・ダウンロード用に最適化（サイズ、データ容量）されたものを合わせて納品すること。また、写真や原稿データ等を納品すること。